

公益財団法人オーディオテクニカ奨学会奨学金規程

第1章 総則

(通則)

第1条 公益財団法人オーディオテクニカ奨学会（以下「本会」という。）定款第4条の規定に基づき、奨学金の給与に関する規程を定める。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、東京都内に住所を有し、東京都内の大学又は大学院で理工学を学び、学業及び人物ともに優秀であり、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学奨学生
- (2) 大学院奨学生

(奨学金の給与期間及び金額)

第4条 奨学金を給与する期間は、正規の最短修業期間とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 大学奨学生 月額20,000円
- (2) 大学院奨学生 月額20,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書等の提出)

第5条 奨学生志願者は、次の各号に掲げる書類を在学学校長若しくは学部長を経て、提出するものとする。

- (1) 奨学生願書（本人写真添付のもの）
- (2) 在学学校長若しくは学部長の推薦書
- (3) 成績証明書
- (4) 保護者の経済状況を証明する書類（所得証明書等）
- (5) 小論文

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、学識経験者を含む選考委員をもって構成する本会奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

2 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、その結果を在学学校長若しくは学部長を経由して本人に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第7条 奨学生は、決定の通知を受けた日から14日以内に、連帯保証人と連署のうえ、誓約書を提出しなければならない。

2 選考委員会において適当でないと認められるときは、連帯保証人を変更させることができる。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、3ヶ月分を併せて一定日に交付する。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 奨学金の交付は、原則として、直接本人に送金する。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績の提出及び生活状況の報告)

第10条 奨学生は、毎年度末、学業成績表を本会理事長あてに提出しなければならない。また、本会が開催する奨学生報告会にて、生活状況報告を行わなくてはならない。

(異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長若しくは学部長を経て、直ちに本会理事長あてに届け出しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が休学し、又は長期に渡り欠席したときは、奨学金の交付を休止することができる。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、補導上必要があると認められたときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の交付期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長若しくは学部長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、休止又は停止されたときから2年間を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第14条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の交付を打ち切ることができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) 第11条に定める届出義務を怠ったとき
- (7) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第15条 奨学生は、いつでも在学学校長若しくは学部長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(他の奨学金との関係)

第16条 奨学生は、他の奨学金と併用することができる。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第17条 本会は、奨学生を社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚、奨学生の学業成績、生活状況等について、適切に指導を行うものとする。

第4章 補足

(実施細目)

第18条 この規程について必要な事項は、別にこれを定める。